

# 秋葉中学校 部活動 応援基金 規約

- 第1条 (名称) この会を「横浜市立秋葉中学校 部活動応援基金」と称する。
- 第2条 (目的) この会は、部活動の大会参加への支援等を目的とする。
- 第3条 (内容) 目的を遂行するために、公式大会等への参加のための交通費、宿泊費、運搬費等の補助を行う。
- 第4条 (構成) この会は、秋葉中学校のすべての部活動を応援する有志により構成される。
- 第5条 (組織) 部活動応援基金のための運営委員会を置くことができる。  
役員は PTA 本部役員が兼務し、書記1名、会計1名は学校から選出する。運営委員会の構成は、次のとおりとする。  
会長 1名 副会長 2名  
書記 2名 会計 2名  
会計監査 2名 部活動顧問会代表 3名  
PTA 常置委員会の正・副委員長 13名
- 第6条 (金額) 一口500円とし、任意の口数とする。
- 第7条 (管理) 会計・管理は会計に委任する。  
運営は、運営委員会によって調整する。
- 第8条 (会計及び報告) この基金は、単年度決算とし残金は各部活動へ均等配分する。  
年度末に部活動報告と決算報告をする。(紙面総会)
- 第9条 (規約の改廃) 規約の改廃は紙面総会にて承認を得る。
- 第10条 (細則) この規約に関する細則は別に定める。
- 第11条 (付則) この規約は平成26年4月1日より施行する。

# 秋葉中学校 部活動 応援基金 細則

- 第1条（運用）
- 1 関東大会および関東大会以上の大会に進出する部活動に対し、交通費、宿泊費、道具運搬費等の補助を行う。
  - 2 横断幕の作成資金に充てることができる。
- 第2条（会計）
- 1 手紙に封筒を添えて配布する。
  - 2 集金は担任を通して会計である副校長へ預ける。
  - 3 集金後は領収書を発行し、帳簿をつけ、報告を義務とする。
  - 4 前期終了後に中間報告をする。
- 第3条（構成）
- 部活動応援基金については手紙等でお知らせし、配布するが、賛同するかどうかは、個人の自由とする。
- 第4条（細則の改廃）
- この細則の改廃については、運営委員会の承認のもと、全会員への周知をもって行う。
- 第5条（付則）
- この細則は、平成26年4月1日より施行する。